

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 5

北九州市告示第 58 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 29 年 2 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
取締役北九州事業所長 中島昭

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 13 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

2 特定施設の内容及び排出水に係る事項

(1) 特定施設の構造等の変更の概要

汚水等の処理施設からの処理前及び処理後の汚水等の^{りん}含有量に係る汚染状態並びに排出水の量の増大

(2) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 処理施設の名称、能力及び処理方法

処理施設名称	廃水処理施設
能力 (m ³ /日)	14,160 m ³ /日
処理方法	中和凝集処理

イ 使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の 1 日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

	変更前		変更後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 10,457	同左	通常 11,072	同左

	最大 11, 773		最大 12, 668	
水素イオン 濃度	通常 5 最大 10	通常 5.8 最大 8.6	通常 5 最大 10	通常 5.8 最大 8.6
浮遊物質 量 (mg/ℓ)	通常 526 最大 865	通常 27 最大 42	通常 526 最大 865	通常 27 最大 42
化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 679 最大 1, 479	通常 40 最大 60	通常 679 最大 1, 479	通常 40 最大 60
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.1 最大 0.5	同左	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及び その化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及び その化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左	通常 4 最大 8	同左
アンモニア 性窒素 (mg/ℓ)	通常 679 最大 1, 479	通常 40 最大 60	通常 679 最大 1, 479	同左
生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左	通常 10 最大 15	同左

(3) 排水に関する事項

ア 排水口名

№. 4 排出口

イ 水量及び汚染の状態

項目	変更前	変更後
排水の量 (m ³ /日)	通常 10, 457 最大 11, 773	通常 11, 072 最大 12, 668

水素イオン濃度	5.8 ~ 8.6	同左
浮遊物質 (mg/l)	通常 2.7 最大 4.2	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.5	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 4.0 最大 6.0	同左
リン含有量 (mg/l)	通常 0.1 最大 0.5	通常 0.2 最大 0.9
ほう素及びその化合物 (mg/l)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	通常 4 最大 8	同左
アンモニア性窒素 (mg/l)	通常 4.0 最大 6.0	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 1.0 最大 1.5	同左

3 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年2月28日から同年3月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

4 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見を出来るだけ具体的に記載した文書を、平成29年3月21日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、スポーツ施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年2月28日

北九州市長 北橋健治

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号	平成29年2月1日から平成29年3月31日まで